

平成25年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成25年3月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第 1 号	平成25年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託
第 2	議案第 2 号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 3	議案第 3 号	平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 4	議案第 4 号	平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 5 号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算	
第 6	議案第 6 号	平成25年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 7	議案第 7 号	平成25年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 8	議案第 8 号	平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 9	議案第 9 号	平成25年度大竹市水道事業会計予算	
第10	議案第10号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第11	議案第11号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第12	議案第21号	大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について	
第13	議案第22号	大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について	(原案可決)
第14	議案第25号	大竹会館条例の一部改正について	(原案可決)
第15	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第16	議案第28号	大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について	総務文教 (原案可決)
第17	議案第29号	指定金融機関の指定更新について	(原案可決)
第18	議案第30号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第19	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第20	議案第33号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	(原案可決)
第21	議案第13号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第22	議案第14号	大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)

+

第23	議案第15号	大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	(原案可決)
第24	議案第16号	大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	(原案可決)
第25	議案第17号	大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第26	議案第18号	大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第27	議案第19号	大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第28	議案第20号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	(原案可決)
第29	議案第23号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(原案可決)
第30	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)
第31	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第32	議案第32号	市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第33	議案第34号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	(原案可決)
第34	議案第35号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第35	平成24年陳情第2号	地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情	(継続審査)
第36	平成24年陳情第3号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情	(継続審査)
第37	平成25年陳情第1号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情	(継続審査)
第38	議案第38号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	まちづくり対策
第39	議案第39号	平成24年度大竹市一般会計補正予算(第6号)	生活環境付託 総務文教付託

+

+

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号から日程第 1 1 議案第 1 1 号 (一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号から日程第 2 0 議案第 3 3 号 (報告・表決)
- 日程第 2 1 議案第 1 3 号から日程第 3 4 議案第 3 5 号 (報告・表決)
- 日程第 3 5 平成24年陳情第2号から日程第 3 6 平成24年陳情第3号 (報告・表決)
- 日程第 3 7 平成25年陳情第1号 (報告・表決)
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 (説明・付託)
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 (説明・付託)

○出席議員 (16人)

1 番	西 川 健 三	2 番	大 井 涉
3 番	網 谷 芳 孝	4 番	藤 井 馨
5 番	乃 美 晴 一	6 番	児 玉 朋 也
7 番	北 林 隆	8 番	山 崎 年 一
9 番	細 川 雅 子	10 番	日 域 究
11 番	上 野 克 己	12 番	寺 岡 公 章
13 番	原 田 博	14 番	二階堂 博
15 番	田 中 実 穂	16 番	山 本 孝 三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	大 原 豊
教 育 長	西 尾 裕 次
総 務 企 画 部 長	太 田 勲 男
市 民 生 活 部 長 兼	塩 田 小百合
福 祉 事 務 所 長	
都 市 環 境 部 長	長谷川 寿 男
上 下 水 道 局 長	北 地 範 久
消 防 長	賀 屋 幸 治
総 務 課 長 併 任 選 挙	西 岡 靖
管 理 委 員 会 事 務 局 長	
総 務 課 危 機 管 理 監	平 池 泰 憲
企 画 財 政 課 長	政 岡 修
地 域 振 興 課 長 併 任	中 川 英 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
福 祉 課 長	米 中 和 成
保 健 介 護 課 長	山 本 八州宏
監 理 課 長	青 森 浩

十

+

土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
環 境 整 備 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

平 田 安 希 雄
栢 英 彦
野 田 英 之
重 本 隆 男
小 西 啓 二

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

正 木 丈 治
三 浦 暁 雄

+

+

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） ここで、さきの東日本大震災から2年を迎えるに当たり、改めて被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々と御遺族に対しまして深く哀悼の意を表します。

また、被災地の一日も早い復興を心より願ひ黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長（正木文治） 黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、網谷芳孝議員、4番、藤井 馨議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第11〔一括上程〕

議案第 1号 平成25年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成25年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成25年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成25年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（西川健三） 日程第1、議案第1号平成25年度大竹市一般会計予算から、日程第11、議案第11号平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月8日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

15番、田中実穂議員。

〔15番 田中実穂議員 登壇〕

○15番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。先ほど、皆さんで黙祷いたしましたけれども、

きょうは3月11日、東日本大震災からちょうど丸2年でございます。当時2年前のきょうですが、私は午前中、小方中学校の卒業式に参列をし、午後から会社の営業活動をしていた車の中で、大きな地震があったとのニュースを聞き、急いで家に帰りテレビの映像にくぎづけとなりました。津波情報が出され、四国の沿岸にも津波が押し寄せるとのニュースに、何を動転したのか議員用の作業着を着て市役所に行っておりました。土木課の職員としばらくニュースを見ていましたが、どうするすべもなく、また家に帰りました。その後は、女房と2人で、あのすさまじい津波の映像に見入るばかりでした。今現実起こっているものとは到底思えず、何か映画を見ているようなそんな感じさえいたしました。時間がたつにつれ、被害の大きさが膨れ上がりました。最終的に死者行方不明者を合わせ1万8,549人。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りしたいと思います。そして、2年もたった今なお、苦しい避難生活をされている31万5,000人余りの方々に、心からお見舞いを申し上げます。家族を失い、家を失い、失意のどん底から希望を見出し前を向いて力強く歩み始めておられる東北の方々に、絶賛の拍手を送りたいと思います。そして、一日も早い復興を願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。最初に、新年度予算主要事業の中から何点かについて、お伺いをいたします。

まず、防災・減災対策についてですが、阪神淡路大震災後、建物の耐震化が大きく取り沙汰され、小・中学校初め公共施設で耐震調査・診断が行われました。建物の崩壊による被害が大きかったからです。そして、東日本大震災では、地震と津波さらに福島原発の事故で原発の安全神話は崩れました。避難場所での生活、水や電気、救援に向かう道路の破損と、これまで経験したことのない大災害に、何をどうすればよいのか、復興への道のりはとてつもなく遠いものですが、復興庁や復興特区の設置、さらに昨年末、政権交代によって復興へのスピードが勢いを増したような気がいたします。金融政策、財政政策、成長戦略の3本の矢でデフレを克服し、雇用や所得の拡大を目指すため、緊急経済対策を盛り込んだ平成24年度の大型補正予算が可決されました。経済の活性化を図るための全国的な防災・減災対策では、トンネルや橋梁、道路など、インフラの総点検と維持補修などの老朽化に着手、地方自治体の取り組みを財政的に支援する防災安全交付金と地域の元気臨時交付金を創設し、学校、病院、福祉施設などの耐震化を進めていくよう努めております。

本市においても、この交付金を活用しての事業も組まれていると思います。社会教育施設等の再編基本方針では、対象施設として築後48年を経過している大竹会館を初め、玖波公民館、栄公民館、小方公民館などは古く、どう再編するのか検討が急がれます。

また、道路や橋の整備も同じです。損傷が大きく、緊急対応の必要になる橋が5橋という、道路橋梁は市民生活を営む上で、最大のインフラです。県道栗谷大野線も玖島川と並行しており、大水等で通行不能となる危険は大です。県への強い要請が必要かと思っております。

また、先日、ハザードマップができ上がり、各地区への説明会が行われております。立派なものできたと思っておりますが、つくっただけでは安全が確保されるわけではありません。あつてはいけないあつてほしくないことですが、万が一そのときのためにどうするか、ここが大事です。釜石の奇跡を知った人は多いと思います。向こう37年の間に、都市

直下型地震、東海沖・東南海・南海トラフの3連動大地震が起こると言われています。国も、これまでメンテナンスや防災・減災として予算を組んだことは一度もなかったそうです。国民の命を守るというその一点での施策ですが、それが政治というものだと私は思います。本市においても、市民の命を守るという視点に立って、防災・減災に全力で取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。本市の対策についてお伺いいたします。

次に、いじめの実態と対応について伺います。

いじめに遭って幼くしてみずから命を絶つ事件や、不登校になった児童生徒のことを思うと胸が痛みます。また最近、児童や生徒間のいじめというよりは、教師による体罰のほうが大きな問題となっています。そればかりかオリンピックの強化選手にまで問題が広がっております。根性だの反骨精神だのを養うだのと言われてはいますが、根っこはいじめ以外の何物でもありません。幸いにして、本市ではそういう痛ましい事故、事件は発生していませんが、対岸の火事だと安心するわけにはいきません。平成23年度のこども相談室の相談受理件数を見ると、いじめこそ1件となっていますが、不登校の相談は小・中学生を合わせると214件となっております。相談件数でカウントしてあるならダブっているものもあり、多少は少なくなると思いますが、それより何より相談に来ない。先生にも友達にも親にも話せないで自分一人で抱え込んでいる、悩んでいる、そういう子供はいないのか。私は、その対応として、スクールカウンセラーの配置が大きな役割を担うと思います。常駐で、いつも子供と一緒にいないと子供たちの悩みに応えることは難しいのではないのでしょうか。何でも話し合える相談体制を整えることが大切で、子供たち自身がいじめの仲裁や先生へ速やかに報告するという状況をつくるように改善していくことが望まれます。

国も、24年度補正予算で、いじめ対策の推進として補助率3分の1でスクールカウンセラー等活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業の配置時間の拡充を図るなど、教育相談体制を充実するための予算を計上しております。本市のいじめの実態についてと、これらの事業の活用対応についてお答えください。

次に、健康に対する予防施策と在宅介護の支援策について伺いますというよりはPRをしていただきたいと思います。治療から予防へと方向転換されてもう何年かたちました。病気にかかってから治療する。それよりもかからないようにする。本人の肉体的負担はもちろんのこと経済的にもうんと安くて済む。そして、自治体にとっても療養費の削減になるということです。問題もあります。高額療養費の増大です。人によっては何百万円という手術費用やその後の治療費。そういう人がふえつつある傾向とのことであります。私は、そのためにも早期発見・早期治療、そのもととなるのが検診だと思います。予防接種を初めとする予防推進事業や健康増進事業の拡充、医療・介護予防一体推進事業、検診支援事業など、きょうは本市の行っている予防施策をしっかりとPRをしていただきたいと思います。

また、障害者世帯に対しては、バリアフリー化や手すり設置など住宅改造助成金などがあります。また、在宅介護支援対策としては、訪問歯科診療などがありますが、在宅介護というのは、本当に大変です。裕福な家庭では、施設に入所させてあげることができます。経済的に苦しい家庭は、家族で見るしかないのです。私は以前、在宅介護をされている方

に、在宅介護支援金をと提案したことがあります。実施している自治体もあるようです。きょうは、本市のそうした健康増進事業そのほかの施策について、しっかりとPRをしていただきたいと思います。

続いて、晴海臨海公園の整備について伺います。

新年度予算で、やっと公園整備に本格的に取り組むことになりました。現在、大きなイベントでは、消防の出初式やおおたけカキ水産まつりが多目的広場で行われており、通常では少年野球やサッカー、テニス、グラウンドゴルフなど多くの人が利用しております。これだけ広大なグラウンドは、この近辺にはありません。加えて、高速自動車道のインターチェンジからも近く、またゆめタウンを初め商業施設もあり最高の立地です。現在、整備してあるのはテニスコート3面のみです。新年度予算では、スポーツゾーンに両翼100メートルの野球場とテニスコート、管理棟などが25年、26年の2年間で整備されるようですが、その内容について、もう少し詳しく、また工程などについても説明していただきたいと思います。

2つ目の質問ですが、最近にわか問題視されているPM2.5について伺います。この物質は、単一の物質を指すのではなく、空気中の直径2.5マイクロメートル以下の微粒子の総称をいうものだそうで、大きさがスギ花粉の10分の1程度と非常に小さく、吸い込むと呼吸器の奥深くまで入っていきやすく、一般的に呼吸器、循環器、肺がんなどの疾患への影響を及ぼす可能性が指摘されております。そうしたことからアメリカでは、1997年に、大気中のPM2.5の濃度を1日平均で35マイクログラム以下に抑えるのが望ましいとの環境基準を設定しました。日本でも、2009年に同じような数値の基準を設けたというから、このPM2.5というのは、最近新たに発生した物質ではありません。

発生源はというと、人の日常活動から出る人為によって起こるものと自然現象によって起こるものとの2つに分けられ、工場の煙や自動車の排気ガス、身近ではたばこや調理の煙などが人為によるものであり、火山の噴煙や乾燥して舞い上がった土、黄砂です。蒸発した海塩などが自然現象によるものとされています。ディーゼル車の排気ガスのすすなどは、そのものがPM2.5であり、建物の塗装や印刷に使う塗料などから揮発したガスが大気中で化学反応を起こしてPM2.5になることもあると言われております。なぜ今回、にわか問題になったのかというと、中国のアメリカ大使館が2011年から北京市のPM2.5の濃度の測定値を発表し始めて、その平均値がアメリカや日本の環境基準の十数倍と非常に高くなったことがわかったのです。また市民からの批判を受けた北京市が、2012年1月から観測データの公表を始めたところ、深刻な状態が長期間続いたことで、中国国内でも社会問題となった。この間、日本でも、西日本の広範囲で環境基準を超える濃度を観測し、一斉に報道がなされたことで問題化されたわけであります。

中国は現在、日本で環境汚染が進んだ1950年代半ばから70年代初頭の高度成長期と同様の状況にあります。中国から日本へ飛来していると言われておりますが、これについても西日本の大都市圏では、環境汚染と都市汚染が合わさって、濃度が上昇した可能性があるとし、中国からPM2.5は強い偏西風などによって飛来したと考えられるとしています。

このほど環境省は、大気汚染の原因となるこのPM2.5の健康への影響について、大気

中の濃度が現行の環境基準値の2倍に当たる1日平均1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合に、外出自粛などを呼びかけることを柱とした暫定指針をまとめたそうです。心臓や肺に持病のある人や、高齢者、子供など影響を受けやすい人には、体調に応じて慎重に行動するよう注意を促すとしています。本市のPM2.5に対する観測や取り組みはどのようになっているのでしょうか。多くの市民からの問い合わせの電話があります。どうかよろしく願いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 田中議員の御指摘をいただきまして、行政の使命、市民の皆様の安全をお守りする、安心をお守りする決意を、改めてしっかりと持った次第でございます。春のありがたくない風物詩となってしまいました感のある花粉、黄砂、PM2.5が加わってしまいました。市民の皆さんの関心の高い事例や事象、また本市が積極的に取り組んでいます事例を挙げられ、後押しをくださるような新年度予算の総括質疑をいただきました。ありがとうございます。

それでは、田中議員の御質問にお答えします。1点目の新年度予算の主要事業についてですが、いじめ対策につきましては、後ほど教育長からお答えいたします。

まず、防災・減災対策についての事業でございますが、当初予算の概要の安全なまちづくりの項目に、自主防災組織などの防災訓練実施事業、避難地図作成や資機材の整備を行う水防体制整備事業、水路改良や急傾斜地崩壊対策事業などの項目を掲載していますが、その他の項目にも、橋梁長寿命化対策事業、御園市営住宅整備事業、住宅・建築物耐震診断・改修補助事業、住宅リフォーム補助事業、玖波小学校施設整備事業など、多くの防災・減災の視点を持った事業を掲載しています。

また、実施計画には、災害時要援護者避難支援事業や災害時の応援協定などを結ぶ災害時等相互応援事業などを掲載しています。これらの事業は、それぞれの事業目的に加え、防災・減災の面も持ち合わせた事業とすることで、ハード部分には国の防災・安全の社会資本等の整備としての交付金や再編交付金を充てています。このように、市民生活にとって重要な視点である防災・減災の事業につきましては、国の制度も研究し、補正予算も計上させていただきながら、積極的な対応をとっているところでございます。

次に、健康に対する予防施策と在宅介護の支援策についてでございます。

初めに、健康に対する予防施策についてですが、本市がこれまで取り組んできた事業としましては、健診、人間ドック、脳ドックの費用助成といった事業がございます。また胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん及び乳がんの5つのがん検診を、市民の方を対象に実施するとともに、40歳以上の方を対象に肝炎ウイルス検診を実施しております。

健診以外の事業といたしましては、予防接種事業がございます。麻疹、風疹、結核、ポリオ、日本脳炎、高齢者のインフルエンザなど、法律で定められた定期の予防接種のほか、平成25年度から定期予防接種に移行される予定の子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、そして任意接種である高齢者向け肺炎球菌ワクチン、65歳未満

のインフルエンザについて、事業を実施しております。このうち、高齢者向け肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成25年度から対象を75歳以上から65歳以上に拡大して実施する予定でございます。

また、65歳未満のインフルエンザ接種費用の助成でございますが、以前は所得制限なしで希望する全ての方に500円券を交付しておりましたが、3つの理由から500円券を廃止いたしました。1つ目は、この事業が市民の方にインフルエンザ予防に対して関心を持っていただくための啓発事業であり、もともと3年間の期限を設けて開始した事業であること。2つ目は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンという3つの予防接種が全国的に始まり、それに対する財源が不足していたこと。そして3つ目が負担が可能な階層の方につきましては、御負担いただきたいということがございましたので、いろいろ検討した結果、500円券は廃止することといたしました。ただし、御負担が難しい低所得の階層の方につきましては、負担軽減を図りまして3,600円を限度といたしまして、全額を助成することといたしました。

続きまして、平成25年度以降の健康に関する予防施策でございますが、健康増進計画及び食育推進計画の策定事業を新規事業として計上しております。健康増進計画につきましては、第二次の策定となりますが、食育推進計画はこれまで策定しておりませんでしたので、健康増進計画の見直しに合わせ、新しく策定しようとするものでございます。どちらもわがまちプランの重点取組方向、「生涯元氣な心と体づくり」に深くかかわる計画でございますので、本市の状況をよく分析し、独自色が出せる計画としたいと考えています。

このほかの事業としましては、糖尿病対策推進事業でございます。この事業は、脳卒中や心臓病など命にかかわる病気のほか、失明や人工透析など日常生活に重大な支障をもたらす病気を発症させる原因となる糖尿病の予防、重症化防止を目的に、既に今年度から大竹市医師会と一緒に考え取り組んできた事業でございます。

平成25年度からは、地域に保健師などが出向いての糖尿病に関するミニ講座の開催や、尿糖検査紙の配布のほか、血糖値の無料簡易測定会を実施するなど市民の皆様に糖尿病を知ってもらいながら、予防について啓発してまいります。糖尿病に対する理解を深め、定期的な健診につなげることにより、市民の健康を確保していきたいと考えております。

続きまして、在宅介護の支援策にどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

現在、本市におきましては、要介護度が4または5で、市民税非課税世帯に該当する在宅の高齢者を介護されている家族に対し、月当たり5,000円分の紙おむつなどと交換できる家族介護用品券を支給する制度を設けています。本年2月1日現在、4名の利用がございます。

次に、在宅の高齢者を介護する同居者などに対して、慰労金を支給する制度についての他の自治体の状況でございますが、県内14市では、本市のほか三原市及び廿日市市を除く11市におきまして、介護慰労金の制度がございます。内容につきましては、要介護度が4または5の高齢者を在宅で介護されている方に対し、介護慰労金を支給している市が多数を占めておりますが、市民税非課税世帯のみを対象としていることや、1年間介護サービスを受けていないことを支給要件としておりますので、支給実績は少ないと伺っております。

す。

次に、晴海臨海公園整備事業についてお答えいたします。

晴海臨海公園は、隣接する商業地区と一体となって、市内外の子供さんから高齢者まで多様な人が、スポーツやレクリエーションなどを楽しめる公園として整備を進めております。今年度は、公園の実施設計を進めてまいりましたが、平成25年度は野球場とテニスコート3面などの整備を行うための予算を計上しております。晴海臨海公園の整備に当たっては、これまでに各種団体など市民の皆様からの要望や、平成22年度のまちづくり対策特別委員会で、議員の皆様からも御意見をいただいております。また、田中議員におかれましても、利用者の要望を踏まえ、議会の一般質問などで、家族と一緒に憩える場、市外からも多くの人が集える場として、晴海臨海公園の整備を進めることや、さらに、避雷対策などの安全対策につきましても、御要望・御意見をいただいております。

公園整備につきましては、平成24年3月の生活環境委員協議会で基本設計の概要の説明をさせていただきましたが、今年度、この基本設計をもとに実施設計を行うとともに、公園の全体面積約12.8ヘクタールのうち公園南側のスポーツゾーン約3.1ヘクタールを防衛省所管の補助事業として採択を受けるべく予算要求を行っております。

第1期工事として、平成25年度に野球場とテニスコートなどを整備し、平成26年度に管理棟やトイレ棟、野球場やテニスコートの照明を供給するための電気設備などの整備を行う計画としております。財源としましては、防衛省所管の補助事業のほか、再編交付金も活用することとしております。

なお、公園の整備スケジュールですが、管理体制の確立を図り、雨水排水や電気・給排水などの整備を先行させること。さらに、財源的にも有利な補助事業の活用から、スポーツゾーンの整備を先行し、整備の進捗状況を見ながら、ファミリーゾーンなど他のゾーンの整備も順次、進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のPM2.5の対応策についてお答えいたします。

初めに、本市におけるPM2.5の測定に係る取り扱いについてですが、大気汚染防止法に基づき、都道府県知事及び政令市等の長は、大気汚染の状況を常時、監視することが義務づけられております。このため、県内にはオキシダントを初めとする大気汚染物質の濃度を常時、測定するための大気測定局が県により39地点に設置されており、本市では油見公園内に測定局を設置しているところでございます。このうち、PM2.5の測定につきましては、本市に設置の測定局を初め、県下の10地点で実施されており、測定結果につきましては、逐次、環境省や県のホームページにおいて情報提供されているところでございます。

また、本市の環境整備課内には、データ受信装置が設置されており、市において常時、大気汚染に係る情報収集が可能となっております。環境省がPM2.5に係る緊急行動計画を発表した2月8日には、本市においても早速、県との連携により市ホームページに、県のホームページにリンクしたPM2.5を含む本市の大気汚染の測定結果等を掲載したところでございます。

また、あわせて市民の皆様からの電話等による問い合わせに対して、過去のデータの取

りまとめや最新の測定値の把握等により、市民の皆様にとってわかりやすい情報提供にも努めているところでございます。

次に、今後の本市のPM2.5に対する取り組みについてですが、田中議員も御承知のとおり、環境省が先月末にPM2.5の暫定指針値と行動の目安について暫定の対策指針として取りまとめ、県はこの方針に沿って、本日から早朝に85マイクログラムを超えた場合、高濃度予報として、テレビ等の報道機関に公表するとともに、各市町に通報し、各市町において住民に対して外出の自粛等の注意を促すよう要請があったところでございます。

今後、本市においては、県からのPM2.5に係る通報に基づき、市ホームページへの掲載や市内の小・中学校、保育所、福祉施設などへの通報等によって、市民の皆様に対して、外出を控えるなどの注意喚起を行い、市民の皆様の健康の保持に努めてまいりたいと考えております。

なお、本市のこれまでのPM2.5に係る測定値についてですが、今回、環境省が暫定の対策指針において、外出自粛等の注意喚起を促す基準として定めた1日の平均濃度が1立方メートル当たり70マイクログラムを超えてないものの、従来の人々の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定めている環境基準の1日の平均濃度35マイクログラムについては、速報値ではありますが、9日に1度超えております。

最後に、今後のPM2.5の対応についてでございますが、7日に開催された市町担当者会議において、県が対応方針を定めたところであり、県との密な連携を図りながら、あわせて今後の国の動向や方針、あるいは情報等にも十分に注視し、市民の皆様がわかりやすく安心できる確かな情報の提供や、対処策の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、田中議員の御質問に対します答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、新年度予算の主要事業でのいじめ対策についてお答えいたします。

本市教育委員会では、平成23年10月に、いじめ問題への対応集を策定し、その方針を示しておるところでございます。その中で、児童生徒が安全で楽しく、伸びやかに生活できる教育環境を整えていくことが重要であり、いじめは、まさにこの教育環境を脅かす大きな要因であると考えております。

平成24年には、滋賀県大津市で、男子生徒がいじめによりとうとい命を絶つという悲しい事案が起りました。教育委員会では、あってはならないことと真摯に受けとめ、市内小・中学校へは「いじめは絶対許さない」という方針のもと、早期発見・早期対応・早期解決を指示しているところでございます。いじめの早期発見に向け、児童生徒へのアンケートの実施及び教育相談週間での子供たちへの面談の充実を図るとともに、実態把握をした時点では速やかに、事実確認と加害児童生徒への指導、保護者への連絡を徹底してまいりました。

本市におきましては、本年度1月末時点で、認知件数は小学校2件、中学校7件となっておりますけれども、学校の真摯な取り組みにより9件全て解決を図っておるところでござ

ざいます。

また、スクールカウンセラーにつきましては、全ての中学校に配置してもらっており、小学校では大竹小学校に配置してもらっております。児童生徒の面談の実施や、保護者や教員についても相談をしてもらい、心の負担の軽減に努めております。また、子育て相談連絡会を定期的に実施し、こども相談室長も学校を訪問し、児童生徒の様子等について、情報交換及び課題解決に向けての具体策を協議しております。早期な対応ができることによる深刻な問題となる前に解決を図っておるところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、国・県の事業については措置してもらっておりませんが、市費で、このたび大竹小学校に特別指導支援員として来ていただいた方は、家庭相談員としての経験もあり、子供たちになれた段階で家庭や保護者の課題について相談に乗っていただくというふうに考えております。

以上で、田中議員への御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 副市長。

○副市長（大原 豊） 済みません、先ほどの市長の答弁の中で、PM2.5の対応策ということで、県の対応が本日からという形で回答いたしました。実際は3月8日金曜日からの間違いでございます。訂正しておわびを申し上げます。済みませんでした。

○議長（西川健三） 田中議員。

○15番（田中実穂） それでは、再質問というよりも、ぜひ、各案件について、取り組んでいただきたい、それ以外はないんですが、防災・減災対策の中で、社会教育施設あるいはまた先日は橋梁等のそういう長寿命化の修繕計画等が出されましたが、今、大竹市が一番早く実現してほしいのは、いわゆる岩国大竹道路だと思います。これなかなか国の予算も、東日本大震災等の影響で予算が減額されておりますけれども、やっぱり災害時を考えると、この岩国大竹道路というのは非常に大事な道路になってくるといふふうに思います。国・県に対しても、ぜひ間断なく強い要望をしていくことが大事ではないかなというふうに思います。

ともかく、日本の高速道路の実態というのは、総延長の24.6%がトンネルとか橋だそうなんです。アメリカでは7%、フランスでは3%というふうに言われておまして、そういう高速道路等ができたのが昭和39年、東京オリンピックを前後してのそういう高度成長期。それが約50年たって、非常に老朽化しているということで、大変な問題になっているわけですが、そういった面からも今、山陽自動車道それから国道2号線とありますけれども、2号線についても今、栄橋のかけかえ等が行われておりますが、非常にこの岩国大竹道路の持つ影響というのは大きいと思いますので、この辺については、しっかりとまた要望していきたいなというふうに思います。

それから、いじめについてですけども、今、いろいろな施策をとっているという話がありました。スクールカウンセラーもそうです。私、この前ちょっと家族で話をした中に、最近、文化とか芸術に触れるということが少ないんじゃないかという話が出まして、考えてみれば、うちの娘なんかもちっちゃいときに、広島の方にいろいろな催し物が来たときに、学校を休ませちゃいけないのですが、ないしょで休んで連れて行ったようなことも

あるんですが、そういう文化とか芸術の中には、いわゆるほかの人を思いやるとかあるいはまた全体で一つのそういうものをつくり上げていくとか、そういうものが非常に多く盛り込まれているんです。他を思いやるそういうものも、そういった催し物を見ながら自然のうちに育んでいってるといふこともありまして、本市でもぜひ、幼少のころからそういう文化とか芸術に触れる機会をつくっていただきたいなというふうに思いますが、もしそれについての御意見があれば聞かせてください。

それから、予防医療についてなんですけども、三種の予防ワクチン接種がございます、先ほどの答弁で詳しく説明がありましたが、この三種予防ワクチンも、毎年毎年、予算がつくつかないか、いろいろと気をもみながら気にしてるんですけれども、このほど、この三種の予防ワクチン接種の恒久化が実現するのではないかといいるところまで、実は来ております。先日の国会の中でも、この子宮頸がんワクチンとかヒブワクチン、それから小児用の肺炎球菌ワクチンというこの3つの予防ワクチンが、いろいろ議論をされました。御存じと思うんですけど、子宮頸がんというのは若い女性を中心にしたがんなんですけど、毎年3,500人もものとうい命がなくなっているということで、予防接種の費用も3回で4万円から5万円ということで、なかなか費用負担ということで広まらなかった。しかし、助かるはずの命が助からないということで、我が党のある市会議員の強力な声がありまして、それを党を挙げて取り組み、そのことで子宮頸がんのワクチン接種ということが実現をしたということもありますし、また、細菌性髄膜炎ですけども、毎年1,000人の乳幼児が発症して、その5%が亡くなっていると。恐ろしい病気なんですけど、たとえ治ったとしても25%の子供さんには障害が残ると言われております。この病気の原因のほとんどは、ヒブあるいは肺炎球菌と呼ばれるものでして、これも同じようにワクチンの料金が高額なために予防接種を受けられない子供たちがたくさんいたという状況で、この3つの予防ワクチン接種に公費助成をするように求めて、党を挙げて取り組んできたんですけれども、そのことによって、全国で350万人という署名活動をして、やっと公費の助成が実現したということがございます。ただそうは言いながらも、現在のところ、毎年先ほど言いましたけども、国のほうで補正予算を組んでやっていくということで恒久化したものがなかったんですが、今国会で、公費助成が継続されることになったというよりもこれを恒久化していこうという方向性が出たということがございますので、担当としても、こういう国とか県の制度をしっかりと先取りをしながら、網目を高くして早く市民の皆さんにPRをしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、胃がんを引き起こすとされる細菌ヘリコバクター・ピロリいわゆるピロリ菌が、大変問題になっておりまして、これは除菌の治療に健康保険が適用されることになるというニュースがございました。先月の21日からというから最新の情報なんです。これも我が公明党では、がん対策推進本部というものを党で立ち上げてまして、それ以来、乳がんとか子宮がんとか子宮頸がんとかいろいろな検診の充実を始めてきました。成果も上げてきました。今回も粘り強いそういう主張が実ったわけですが、胃炎の段階から除菌することで胃がん予防につながると、その期待は大きいものがありますと。これまでピロリ菌の除菌の保険適用というのはあったんですが、症状が進んだ胃潰瘍とか十二指腸

潰瘍しか認められていなかったわけです。しかし、日本では毎年12万人近い人が胃がんと診断され、そしてそのうち約5万人が亡くなっているということから、胃がんというのはがんの死因では肺がんに次いで第2位でございます。しかも50歳以上の日本人の45%前後がこのピロリ菌に感染していると、このように言われておまして、ピロリ菌が胃がんの発がん因子であることがわかっております。早期発見が重要とされております。これまで、胃炎の治療としてピロリ菌除去のために全額自己負担ということでございました。数万円と大変高額でございましたが、保険の適用によって、窓口負担、本人の負担は3割程度の人で6,000円ということで済みます。ピロリ菌の除菌に胃がんの予防効果が高いということは先ほど言いましたけれども、一刻も早く胃がん検診にピロリ菌の検査を追加して早期発見そして除菌を行うことが大事であるというふうに思います。

今回の保険適用もありますが、ただ、私がぜひ要望したいのは、そういった意味でよそに先駆けて、その6,000円の負担を本市の単独事業としてこれを実施するようなそういうお考えをぜひ持っていただきたいと思うんですが、それについてのお答えをお願いいたします。

晴海臨海公園の話がございました。25、26ということでございますが、野球場の整備がありました。両翼100メートルということなんですが、野球といえば通常、応援に行きたい人は1塁側とか3塁側のベンチの上のほうで応援するんですけども、ちょっと聞きますと完成するのはバックネット裏と、それだけしかないんだというような話がございましたが、今のままの予定でどうされるのか、またこれからそういう変更等の余地があるのかどうなのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） 心の豊かさを求めるために文化芸術に触れたらどうかというお話です。ありがとうございます。小・中学校におきましては、すばらしい芸術に触れるということで、学校に芸術団に来ていただいて、それを観賞するという機会を年1回設けております。今年度も小方小学校のほうでやっております。それには阿多田、穂仁原、栗谷の子供たちも参加させていただきました。

また、中学校におきましては、文化祭等で、先日も卒業式に参列していただいたかと思えますけれども、それぞれクラス合唱とか、大竹中学校であれば卒業生と一、二年生とがそれぞれ単独で合唱し、最後に全員で合唱をしました。そういうふうに文化祭等々におきまして、すばらしい自分たちでもそういう力を発揮していただいておりますので、そういう意味では心の豊かさというんですか、そういうものに触れる機会というものはあるというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（西川健三） 市民生活部長。

○市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） ピロリ菌については、正式にはヘリコバクター・ピロリと言い、人などの胃に生息するがん型の細菌であるとされてます。これまでピロリ菌の検診に関する補助については、他市町の例は聞いたことがございませんけれども、今、田中議員がおっしゃったように事業効果については、かなりそれをするによって胃がんとかも抑制されてきております。国の状況等を見ながら、今後とも検討していき

いと思います。健康づくりというのは、推進についてはいろいろな市民の皆さんに、自分の健康は自分で守りつくるという思いを持っていただきたいということが前提にありますので、これからもこういう分については検討して行って、市民の方が健康になっていただくようにやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 晴海臨海公園の野球場の件についてお答えをさせていただきます。今、お話がございましたように、晴海臨海公園の観客席につきましては、バックネット裏に400名程度の席を配置をさせていただいておりますけれども、その他1塁側、3塁側につきましては、いわゆる観客席というものは現在のところ設置を予定しておりません。両翼100メートルという大きなサイズの球場を準備させていただきました結果、観客席等を配置するスペースあるいは産業廃棄物処分場の上に建設をするという関係上、荷重の制限等がございまして、残念ながらこれらの観客席を設けることはできませんが、皆様によりよく利用していただきますように、より見やすいところでの御利用をお願いをしたいということを考えております。以上でございます。

○議長（西川健三） 田中議員。

○15番（田中実穂） 御答弁、いろいろとありがとうございました。いろいろな問題を多岐に含んでおりますけれども、しっかりと部内で検討して進めていただきたいと思います。

それで、8日には消防長、先ほど市民生活部長、あと水道局長がいらっしゃるんですが、最後に、一言だけ声を聞かせてください。

防災・減災対策の中で、ずっと前から言われておりますけれども、上下水道施設とかあるいは下水の最終処理施設など、大変老朽化しております。これらについての取り組みが急がれると思うんですが、局長として、何かそれについての御意見、お考えがあれば披露していただければと思います。

○議長（西川健三） 上下水道局長。

○上下水道局長（北地範久） 突然の御質問ありがとうございます。

私ども上下水道局、現在、大変厳しい経営状況となっております。今後、25年度の予算につきましては、予算特別委員会のほうで審議いただくわけでございますけれども、御指摘のとおり施設についてもかなりの老朽化が進んでおります。

先週、山本議員のほうからも御質問がございましたように、施設につきましては、もう40年50年と長いものは70年というような施設の老朽化も続いております。これらの更新計画等々も立てていかななくてはいけないのでございますけれども、先ほども言うように大変厳しい経営状況となっております。上水につきましては、節水意識とか節水機器の普及等々によりまして、使用水量がかなり減っていると。工業用水におきましても未売水の増大ということの中で、大変厳しい状況で課題もたくさんございます。

昨年来、本庁部局、関係部局とも協議をする中で、今後の方策等々について勉強会等々もやってきたわけなんですけれども、まだ具体的な方策というのは決まっております。今後もう少し時間がかかるのかなというようなことになっております。今後数年間は、経営的にも大変厳しい状況が続きますので、どうしたらいいのだろうかということの中で、大変

今、苦慮している状況ではございます。議員もおっしゃるとおり私は来年からいせんけれども、今後は関係職員で頑張ってもらいたいとは思いますが、確かに経営厳しい中でも、上下水道の経営統合等々いろいろな努力もしているわけではございます。今後もそういったことの中で、起債の償還の延長とかそういった制度ができないのかと、いろいろなことを県とか国とかと協議もしてまいりたいと思っております。今後も、関係部署とよく協議しながら、ユーザーでございます関係企業の皆さんとも協議しながら、今後の方策については、十分協議してまいりたいと思っております。いましばらく時間をいただきながら、経営努力については努力していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

○議長（西川健三） 田中議員。

○15番（田中実穂） 局長、本当にありがとうございます、済みません。

それでは、最初の質問はそれで終わって、2番目のPM2.5について1点だけお尋ねをいたします。先ほども言いましたけれども、国もそうですが、環境省もそうです。いろいろな指針が出ております。広島県では、環境省の指針に沿った対応をするということです。これによりますと、朝5時から7時の間に複数の地点で1時間の値が80マイクログラムを超えれば1日平均濃度が70マイクログラムを超える可能性が高いということで、実際に住民への喚起を促すとしているんですけども、これからいくと朝の2時間の数値だけになっているんですけども、山口県では、独自でそういう時間にとらわれずに常時そういう数値を回っていらっしゃることなんですか、広島県の場合はどうなんですか、そういうふうな形がとれるのか、現在ではそういう県の指針に沿ってやるということなんですか。ぜひ、山口県と同じように1日の常時の測定をし、そしてそういう数値が上がったときには、速やかに防災行政無線とかいう形で市民に、あるいは学校等々に連絡をしていただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 山口県の対応で、常時測定というもの、それが予報に使うものであるのかどうかというのは、ちょっと今定かではございませんが、広島県の対応といたしましては、午前5時から7時までの3時間の平均値が85マイクログラムパー立米を超過した場合に、1局以上において超過した場合に、高濃度予報を行うというふうにしております。

高濃度予報といいますのは、その1日の住民の方の行動に関して注意喚起を促すという意味で、朝8時には情報を出したいということが主眼でございますので、朝の3時間帯で予報をするということではございます。

それで、この高濃度予報というものは、余り大気汚染の緊急措置要領何かで注意報とか警報とかありますけれども、そういうものとはまた、疫学的にはっきりしたものがございませんので、そこまでのものではないということで、高感受性の方については、十分気をつけていただきたいと、そういうような予報でございます。以上です。

○議長（西川健三） 田中議員。

○15番（田中実穂） わかりました。我々素人から見ると、光化学スモッグみたいに偏西風

によって大陸からと、先ほども言いましたけども、いうことであれば、何も朝の5時から7時までの二、三時間の測定で1日の量を推測して注意をするというんじゃないしに、ぜひ、やっぱり風が吹けばどういふふうになるかわからんわけですし、朝はなくても昼からとか、そういうことも、我々素人ですからその辺のところはわかりませんが、そういうふうになるんじゃないかなと思います。

それと、今後、こういう花粉もあります、黄砂もあります。きのう、きょうとひどいんですけども、それからこのPM2.5ということで、児童生徒あるいはまた高齢者の方の健康状況が非常に気になるんですが、時々、医療関係等に聞き取り調査というかそういうことも、調査と言ったらおかしいんですが、そういうことも必要ではないのかなというふうに思います。市民の健康のために、ぜひ努力をしていただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 続いて13番、原田 博議員。

〔13番 原田 博議員 登壇〕

○13番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今3月定例会、一般質問・総括質疑は、本市の2013年度一般会計当初予算案の位置づけについて、事業を推進していくための役割・責任を問います、です。既に、寺岡議員が、当初予算案の基本方針についてと題し、一般質問及び総括質疑をされていますが、御答弁につきましてはよろしくお願いいたします。

本市の2013年度一般会計当初予算案につきまして、入山市長は、さきで開催されました議員全員協議会や本会議での議案提案の冒頭、懸案事項であった大願寺地区造成事業については、小方小学校・小方中学校が小方学園への移転改築や学校給食センターの竣工、目の前に広がる住宅用地には住宅建設のつち音が聞こえ、目に見える形での解決を図ることができたと実感、また4月からは市内の全ての小・中学校に給食の提供を開始、これも市民の代表として、ともに当事者意識を持って御判断いただいていた議員の皆様のおかげだと感謝の意、さらには、第五次大竹市総合計画の推進力となる大竹を愛する人づくりに向けての環境づくりにつきましては、大きな施設整備が一段落しましたが、引き続き教育環境の充実に取り組んでまいりたいとの考えを示されました。

御承知のように、昨年12月議会では、大竹市行財政改革の基本方針の目的「限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政を実現することによって総合計画を確実に実施すること」に沿い、「効率的で質の高い仕事ができる組織を確立すること」を目指し、わがまちプラン前期基本計画における重点取組施策を推進する体制を整えるため、この4月からの組織変更議案を議決しました。

予算案につきましては、多くの議員さんがさまざまな視点から触れられており、私が重ねて申すまでもありませんが、健康増進計画、食育推進計画策定、玖波小学校施設整備事業、阿多田地区漁礁整備事業、橋梁長寿命化対策事業などの21件にも上る新規ソフト施策、あるいは予防推進事業や健康増進事業などの拡充施策など健康促進や市民活動の促進を含めた事業が予算化されていることが特徴的であり、市民自治とりわけ総合計画での重点取組施策の一つである生涯元気な心と体づくりを具体化した予防・健康を推進するために組

織変更、構築した意味、目的がこれらからも伺えます。

つまりは、高齢社会は人だけではなく、多くの公共インフラ施設も高齢化社会であり、症状に合わせた救急、延命治療が急務であり着実なすべ、対応が求められています。今後は、それらの具現化に向け、優先順位づけ、各施設の役割や機能を十分に踏まえながら、統廃合も視野に入れた施策の事業展開、働きかけが必要であり、今予算の存在が、この点にもあるものと思います。そのことは財政運営にも言えることであり、第五次総合計画前期基本計画、健全な行財政運営の推進として、計画的で効率的な行財政運営から、将来負担比率、全会計借入金残高に関し具体的な目標値の設定、判断基準を明示した財政規律指標は、他市には類を見ない重要な財政健康予防策であり、改めましてその意義の重要性を感じています。

特に、これからは国・県を問わず一段と高齢化が進み、財政状況が極めて厳しい中で、若い世代の人口減少にあわせ、本市の状況を見据えた仕事のあり方、制度・仕組みの見直し、改善により実効性がいかに図られるのかが問われます。

また、総合計画基本理念、みんなで作るまちづくりには、私たちの意識改革を含め、それぞれの互いの役割を明確にして、みんなで作ると記述をされています。達成へのハードルは高いものと思われませんが、これからのまちづくり、課題へ取り組むための市民自治の行動精神、規範だと捉えています。

さて、市長は常々、行政は収入の範囲でしか事業展開はできない。その場しのぎで乗り越えるには限界が来ており、負担増か支出減のどちらかを我慢するしか方法はない。そのためには、覚悟と勇気が必要であると言われます。今は、我慢をしても将来が幸福であれば我慢は不幸ではない。今は我慢をしなければいけない時期であることを覚悟しなければならない。市民が健康であり市民自治が向上、確立していく。次の時代には人口がふえていく仕組み。子供が育てやすい育ちやすい社会をつくりたい、それは市長の悲痛な叫びとして一蹴するのか、市民、職員さん、そして私たちみんなの課題として共有していくのか、前向きに明日の本市をつくり上げていくのか私たちは大きな岐路に差しかかっています。次の時代を見据え、行政や社会の仕組みを変えていくことにチャレンジする。効率的で質の高い仕事ができる組織の確立、効果的な施策の推進など、持続可能な財政基盤の構築など、寺岡議員との質疑議論の中でも示されました取り組みの到達点であり、何度も言われています総合計画の基本目標であります「住みたい、住んでよかったと感じるまち」です。みんなが、自分の目でよいまちの姿を発見する、先にありますよいまち大竹市を、それぞれの目で見ることだと思っています。それには、もう一度、もう一回、もう一度、制度のあり方、方法を見直したりするだけではなく、目指す姿と財政とのバランスをベースに、自然、市民、職員さんなどの人材、社会の仕組み、文化、歴史など、本市が持っています地域資源、資産を機能的に動かしていくための協力・連携ができるかです。そのための私たち議員の役割、責任は大きなものがあります。

総じて言えば、去年は節目の予算でした。新年度予算は2年連続のマイナス編成、具体的な形としてはっきりとは見えませんが、これからの仕掛けづくり、今からに向けたまちづくり、確かな将来像を目指していく、新しいよいまち大竹づくりにスタートしていく土

台固めの予算案だと私は受けとめています。

については、大竹市総合計画実施計画、市営住宅整備計画、大竹市橋梁長寿命修繕計画、社会教育施設等の再編基本方針など多くの計画の遂行、さらには、今予算案で提供されましたわがまちプランにおける将来像メニューの具現化など、次の時代に向け、2013年度予算案の位置づけ、事業を推進していくための役割・責任を問います。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 原田議員におかれましては、例年、この時期には、新年度予算の総括質疑をいただいております。ありがとうございます。また、このたびは、市民自治による行政運営を理念の一つに掲げるわがまちプランの実現に当たりまして、一番重要とも言える役割と責任について御質問いただきました。ありがとうございます。役割とは何か、責任とは何か、しっかりと答えさせていただきたいというふうに思います。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、2013年度平成25年度予算案の位置づけについてお答えいたします。これまでの財政推計にも、傾向としてあらわれておりましたが、平成25年度は大変厳しい財政状況であることが、かねてから想定されている年でございました。財政規律を保つことは、わがまちプランの前提条件でございます。歳入不足が見込まれる中、その額を少しでも圧縮し、将来的に安定した財政運営ができる範囲の予算編成をしなければなりません。限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、めり張りの効いた予算とするために、今年度は平成20年度予算編成以来5年ぶりのマイナスシーリング目標を立てて臨んだ覚悟の編成作業となりました。そしてその結果は、今議会に提案しているとおりですが、職員がしっかりと考えてくれた結果、形にできた予算であると自負をいたしております。一般会計の歳入歳出予算規模は抑えつつも、中身につきましては、提案説明の折に申し上げさせていただいたとおり、特に健康保持に向けての予防、施設の長寿命化対策、地域活動の促進など、わがまちプランの重点取組方向を具体化することを意識したものとなっております。

また、予防の観点からの事業展開は、結果的に将来の行政需要を抑え、まちづくりの前提となる安定した財政運営につながると考えており、機構改革もあわせて行いましたことは、議員御指摘のとおりでございます。

次に、事業を推進していくための役割・責任についてお答えいたします。

私も含めて、市役所の職員は、大竹市を将来にわたってよいまちにしたい。市民の皆様には幸せでこの大竹で生きがいを持って充実した人生、生活をしていただきたいという思いを意欲にかえて日々の仕事に打ち込んでおり、市役所の職員は、まさに事業を推進していくためのかじ取り役の一端を担っていると考えます。

そして、もう一方では、市民の皆様にもまちづくりに主体的にかかわってもらうことが大きな役割としてあると考えます。まちづくりに当たっては、中期的な視野で先を見通した計画を立て、それに沿った予算を編成し執行していきたいと考えていますが、予算を使い切ることを約束するものではありません。私は常々職員に、点ではなく線で考えながら事業執行するそのときまでベストな手法を探り、効率的で効果的な事業にすることを願

いしております。つまり、実施計画や予算にあらわれた事業をただ実行するのではなくて、例えば職員であれば、そこにみずからのアイデアを加えるということです。また、市民であれば、皆様がしっかりと考え、場合によっては少しずつ工夫してくれることにより、事業効果がぐんと上がることがございます。事業にかかわる全員が主体的に取り組むことが、予算やまちに対する責任を果たすことであると考えています。また、そのことは、職員の意欲向上や市民の地域を愛する心にもつながっていくものだと考えます。

まちづくりのテーマは、「住みたい、住んでよかったと感じるまち」であり、「感じられるまち」ではありません。わがまちプランに散りばめられた言葉一つ一つに、主体的に取り組んでいただきたいという願いが込められています。変わり行く世の中に、覚悟を持たなければならないのは私であり職員であり、そして市民の皆様、また市民を代表される議員の皆様でもございます。ただただ我慢するという覚悟を持つためには、その先に目指すよいまちの姿が見えることが重要であろうと思います。次の時代を見据え、行政や社会の仕組みを変えていくことにチャレンジしようとしております。しかし、大竹市に合った大竹市のための手法は、誰からか示されるものではありませんので、試行錯誤しながらチャレンジする我々みずからが考えていくこととなります。大変難しいテーマではありますが、将来にわたって安定的な行財政運営に裏打ちされたよいまちを目指し、市民の皆様、議員の皆様と一緒にそれぞれの役割を主体的に果たしながら、坂を一步一步上ってまいりたいと思います。一步一步前進することは、行政と議会、そして市民の皆様が持つそれぞれの役割について、お互いが理解し、信頼関係を構築して力を合わせるからこそ、初めて実現できるものでございます。急速に変化する現在の社会における行政は、急流を下る舟にも例えられます。船長である私が、乗組員である職員とともに検討し、的確な判断により勇気を持って決断したといたしましても、それを実行できなければ舟は転覆してしまいます。

つまり、私ども行政は、「かじを右に切ったほうが適切である」と議会の提案をいたします。市民の代表者としての議会は、その提案を議論し討論して、それぞれの議員が多くの賛同者を募る努力をされ、最後には多数決で決定されます。右にかじを切るという提案は「妥当である」と決定をいただくことで、初めて私どもは、実際にかじを右に切ることができるわけでございます。決定いただきました結果につきましては、いつ、どれだけ、右に向くのがよいのか、それはどのような手法で行うかなど、私ども行政は市民の皆様のために全力で最高な状態で執行できるよう努力いたします。これが役割と責任だと考えております。

以上で、原田議員の御質問に対する御答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 原田議員。

○13番（原田 博） 先ほど御答弁いただきました平成25年度予算案が厳しい財政状況であることは明らかです。その予算案の中身につきましては、この13日からの予算特別委員会、また田中議員の御質問にもありましたように個別的には議論をここで重ねるつもりはありませんが、工場等設置奨励金や公債費などが増加する中、市税が昨年とはほとんど変わらない54億4,000万円、最近としては一番多い平成21年度決算の62億2,000万円に比較すれば

7億8,000万円も減少するなどからも、そういう意味からも財源不足が生じたためにそれをカバーするために2億円近いそういう財政調整基金を繰り出しています。将来にわたっての安定した財政運営が保てるような行政・社会の仕組みづくりが必要である。まさに平成25年度予算案は、その姿勢を強くあらわしたように見えます。

登壇しては、市民、職員さんなどの役割また分担・責任について質問をいたしました。まちづくりにおける市民と行政の役割についていろいろな文献をかいつまんでみますと、これまでは行政があらゆる公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開をしてきました。

しかし、御承知のように地方分権また市民ニーズの価値観、多様化、複雑化が進展する中では、魅力あるまちを築くため、またさまざまな地域の問題・課題を解決するためにも、地域の主体性が必要であり、市民参画またNPOなどいろいろななかかわりの人々による住みよいまちづくりが求められている。そのことは先ほどの市長の御答弁にもありました。それらによると、御答弁どおり市民の方の役割として市民の皆様にもまちづくりに主体的にかかわってもらうなど、これからは、身の回りのそういう問題・課題については、まず個人や市民が解決に当たり、それができない場合は地域で解決し、それでもできない場合は行政が解決に当たるというシステム、また体制を強化することが欠かせないというふうに思います。

さらには、多くの職員さんは、大竹市の将来をよいまちにしたい、市民の皆さんの幸せ、生きがいのある生活などの思いを意欲に変えて日々の仕事に打ち込んでいる。事業の推進役、大竹丸の大きなかじ取り役での一端であるという先ほどの市長答弁どおり、私としても役割については十分に認識をしております。まさに同感だというふうに思っております。

特に、市民の方が計画自体を読んで即座に行動を起こすわけではありません。その計画を市民にわかりやすくブレイクダウンするのは、ファシリテーターたる職員さんだというふうに思っております。つまりは、職員さんは、いろいろな状況・背景などを含め、専門性また高い見識のもと事業を考え、つくり、実行していく、本格化させていく、知恵・能力袋であり、それをどう行政運営に生かせるのか、戦略として私たちも総合的に考えねばならないというふうに思います。こうした状況からも、職員さんの立ち位置、役割、責任は極めて重要であり、先日も、「職員さんは優秀です」という御答弁がありましたけど、まさに優秀な人材の活用というのは不可欠だというふうに思っております。

さて、御存じのように、職員さんの退職手当支給率が段階的に引き下げられます。また地方交付税の削減に向け、国家公務員給与に準じた地方公務員給与の削減方向など、職員また公務員を取り巻く生活・子育て環境は、厳しさが増えています。厳しい財政状況の中、世の中の流れ、世間の公務員を監視していく目には私としても十分に認識はしておりますけど、そのことばかりで市民にとっても不幸なことに私には映ります。今後も続くであろう世の中のそういった風潮、右肩上がりが見えない賃金カーブ、そのような状況下、職員さんが頑張って働くこと、市民のために一生懸命に尽くしていくとの強い使命感でもって果たして生活の糧、またかわいい我が子を守っていけるのか、加えて高齢者・弱者社会の支え手になりきれぬのか、市民の方の安心安全の要となるのか、結果として、市民から託

されました多くの夢が継続的に将来的に描かれるのかという懸念は、私としては拭えませんが、意に反しました市民の皆さんのさまざまな課題への対応を困難にしていくとの心配は尽きません。公僕として、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行するとの大義のもと、職員さんだけの覚悟や我慢を強いるものではありませんが、当事者としての職員さんの覚悟や我慢がいかばかりかと私としても推察をいたしております。

この際に、それでも公務員は優遇されているのでは。当たり前として捉えるものではなく、私たちは、市民の担い手、支え手として役割として、職員さんの責任の重さを、そして存在を理解していくことが、私は大切だというふうに考えます。ついては、職員さんがしっかりと考えてくれた平成25年度当初予算の執行、今からのまちづくりに向け、職員さんのモチベーション・役割をどう維持し、そして高めていかれるのか、仕組みづくりまた評価につきまして市長のお考えを問います。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 職員のことを心配していただきまして、ありがとうございます。

議員御指摘のように、公務員を叩けば人気が上がるというおかしな世の中の風潮になっているような気がいたします。退職金というのは本来、職についたときの約束事であろうかと考えております。目の前に来て一方的に削減されることは理不尽なことであろうかと思えます。しかし、目の前に迫るこの状況は避けては通れず、私も申しわけないと思いつつながら、職員の皆様には事前に、来るべきときに備え、生活の中身を見詰め直してほしいと常に話しているところでございます。このような逆風の中にあっても、私どもは、胸を張って市民の皆様の幸せ感を高める仕事をしていかなければなりません。職員の持つ大竹市を愛する心、まちづくりに対する使命感を仕事で示し続けることこそが、将来にわたって市民の皆様の信頼を得ることになると考えているからでございます。いつの時代もいつの国も、公務員、役人がしっかりしていない国は乱れ、やがて衰退してまいります。市民の皆様ももちろんでございますが、やはり私も含めた職員は特に、この大竹がよい方向に向いて動いていくことが実感できることこそがモチベーションの維持、やる気の向上につながってまいります。市民の皆様、そしてここにおられる議員の皆様、そして職員。大竹市にかかわる人々が一緒になって、何事も自分のことと捉え、考え、動く姿勢で、それぞれの役割を果たせるようになっていきたいと考えています。

先ほども申し上げましたが、私どもには提案権、そして議会には議決権がございます。よい方向に前進していけますように、また機会を逃がすことなく時期を捉えた事業執行ができますように、私どもは、これからも議会との関係・信頼関係の構築に努力してまいります。議員の皆様もどうか、私どもが生き生きと力強く胸を張って仕事ができますように、御理解と御支援そして信頼という力を与えてくださいますよう、改めてお願い申し上げます。

○議長（西川健三） 原田議員。

○13番（原田 博） ところで、25年度予算案の位置づけまたそれらを推進していくため、今からのまちづくりに向け、市民、職員さんなどの責任また役割については問いましたが、議会、議員としての役割・責任につきましては、私は触れてはいません。この機会に、改

めまして私なりの思い、考えを述べさせていただきますのでよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員は、市民・住民を代表する者として、地域のことや市民福祉の向上などに努めることが大きな役割の一つです。

また、議会は、先ほどの市長答弁の中にもありましたように議案として提案されました予算、決算、条例制定や改廃、また市が締結します重要な契約などについて審議をいたしますが、審議の際には、市民の意見そして影響などを考慮しつつ審議の過程でさまざまな意見を出し合いながら、議論の結果として議案の可否について決定する権限を有しています。合議制の機関であることに特徴があります。議決権は、議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものとして議会の存在、目的からも第一に挙げられる権限であると記されています。つまりは、議会は、市の執行機関に対しまして、市の議事機関、意思決定機関として存在をいたしております。したがって、大きな権限とともに決定に至る経過など、その責任・使命を重く受けとめねばなりません。先ほどの市長答弁には、「機会を逃すことなく時期を捉えた最高の状態での事業施行ができますように、これからも議会との関係、信頼関係の構築に努力してまいりたい。行政が生き生きと力強く胸を張って仕事ができますよう信頼という名をお与えください」というふうに述べられました。私としても、いま一度、市長の思いそして心情について、役割とはどういうものか、責任とは何か、そういうことを含めまして真剣に悩んでみたいというふうに思いました。

さて、私も広島県立大竹高等学校、そして大竹市立小方中学校の卒業式に参列いたしました。どの生徒さんもありがとを胸に、それぞれの夢や目標に向かい輝いていました。これからもともに歩み成長していきたいとの生徒さんの、みんなの優しい気持ち、思いに応えるために、私たちはどうすればいいのか、何を考えねばいけないのか。そのための羅針盤たる私たち議員、大人の使命は限りなく大きなものと深く受けとめています。

終わりに、東日本大震災の一日も早い復旧復興を願いつつ、これからも市民の代表として行政運営の監視、評価機能の発揮はもとより、25年度当初予算案やこれからの課題、議案などに対して真正面から真摯な議論ができますよう日々努力して精進してまいることを、あえて申し上げ一般質問・総括質疑を終わります。

○議長（西川健三） 以上で一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、本11件につきましては8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において3番、網谷芳孝議員、4番、藤井 馨議員、7番、北林 隆議員、9番、細川雅子議員、12番、寺岡公章議員、13番、原田 博議員、15番、田中実穂議員、そして私、1番、西川の8名

を指名いたします。

お諮りいたします。慣例により副議長は、予算特別委員会に出席し発言できることといたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定しております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時42分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第20 〔一括上程〕

議案第21号 大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について

議案第22号 大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について

議案第25号 大竹会館条例の一部改正について

議案第27号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

議案第28号 大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について

議案第29号 指定金融機関の指定更新について

議案第30号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第33号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第21号から日程第20、議案第33号に至る9件を一括議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、細川雅子議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成25年2月28日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|----------------------------|-------|
| 議案第21号 | 大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について | 原案可決 |

| | | |
|--------|------------------------------------|------|
| 議案第22号 | 大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 大竹会館条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第27号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第28号 | 大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について | 原案可決 |
| 議案第29号 | 指定金融機関の指定更新について | 原案可決 |
| 議案第30号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第33号 | 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 原案可決 |

平成25年2月28日

大竹市議会議長 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 去る2月28日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案9件につきましては、同日、委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第21号大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正についてでございますが、本件では、「小方ヶ丘の税込を含めた場合に、大願寺地区土地造成事業の返済シミュレーションがどのように変わってくるのか」との質疑に対し、「小方ヶ丘から上がってくる税金は、平成25年度で1,400万円程度を見込んでおり、この約4分の1の400万円弱を積立金として見込んでいる。将来の推計については、最終年度である平成42年度の金額が変更になる程度で、返済スキームが大きく変わるというものではない」との答弁がございました。

次に、「他の土地造成特別会計の保有地の税金について、基金を積み立てる作業はなされていないが、どのような考え方からか。また、今後、小方ヶ丘のような例が出てくる可能性があるのか伺う」との質疑に対し、「大竹工業団地と同様に、大願寺地区造成に起因して新たに生じた財源を土地造成特別会計に充てていくという考え方からである。今後、小方学園用地と小方小・中学校跡地を機能交換による会計がえを行うことになるが、小・

中学校跡地から上がる新たな税収も、将来的には土地造成特別会計に充てることを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、反対、賛成の立場から1名ずつ討論がございました。

まず反対の立場では、「大願寺地区については、自然公園あるいは一般会計の繰り出し等により、市民の負担する部分が多くなっている。この状況の中で、小方ヶ丘の税収を起債の返還に充てることになると、市民へのサービスが低下すると考える。小方小・中学校跡地も、このような方向で解決を図るということであれば、なおさらこの議案に賛成するわけにはいかない」というものでございました。

次に、賛成の立場では、「実際に前に向かって進んでいる状況で、借りているお金をどのように返すのか。その算段を市が一生懸命取り組んでいるものである」というものでございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市教育環境充実基金条例の一部改正についてでございますが、「基金の設置目的として、市民への組織的な教育活動環境の充実を図ることがうたわれている。学校施設を生涯学習課が借り、学校が貸すという構造があると思うが、防犯や安全管理など、管理をする側の学校長、学校教育行政としては若干、心配があるのではないかと推察できる。施設を使用する市民の利益をどのようにして円滑に得るかが課題と考えるが、どのような姿勢で対応するのか」との質疑に対し、「教育委員会の所掌の課・係間で十二分に協議をしている。小方小・中学校は、新しい施設なので、どのような使われ方をするか想像を超えるところがあるかもしれないが、使う方が困らない、また学校の施設としても困らないような形で考えていきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹会館条例の一部改正についてでございますが、まず、「大竹会館の中に大竹区検察庁が入り、被疑者への事情聴取が仮にあるとすると、気分的に入りにくいという制約を受け、一般の市民の出入りが難しくなるような気がする。実際には事務が行われるだけなのか伺う」との質疑に対し、「広島地方検察庁と相談する中で、応接室が正面玄関とは別に出入りが可能であり、個人のプライバシーの問題等に対応できるということから、借りる側が判断されたものと理解している」との答弁がございました。

次に、「検察庁が使用するには改装が必要と思うが、プライバシーを守れるような改装を国が行うのか」との質疑に対し、「大きな改装については考えていない。LAN工事や電話は独自にやっていただく予定である」との答弁がございました。他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部

改正についてでございますが、「消防団員が高齢化しており、各分団も新入団員の確保に苦勞している。若い人に研修へ行ってもらうためにも、大竹市は2,500円ではなく1万円出すというような気概でやってもらいたいと思うがいかがか」との質疑に対し、「消防団活動について、できるだけ充実と強化を図る一環で手当を支給するものである。消防団からの要望書に基づいて少しずつ応えていこうという形をとっており、そのあらわれであると御理解いただきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止についてでございますが、「条例廃止後のプールの解体撤去について、小方小学校の校舎解体スケジュールとの関係を伺う」との質疑に対し、「現市民プールについては、条例廃止後、解体し撤去するものと考えている。学校統廃合にあわせて他にも校舎等の解体撤去が行われるため、直ちにプール撤去に財源が及ぶかどうかは判断できない。撤去の方向で努力しているということである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号指定金融機関の指定更新についてでございますが、「株式会社四国銀行が本市の実情に適しているとの根拠について、説明を求める」との質疑に対し、「昭和39年に指定金融機関制度ができたとき、さらには金庫制度の時代から四国銀行にお願いしており、事故なく確実に業務を行ってきた実績がある。この実績をもって引き続きやってもらいたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、「人身事故・自然災害など、事故のときのリスク分担表はあるのか。つくる方向で検討していただきたい」との質疑に対し、「指定管理契約の中に市及び指定管理者の責任分担に関する細かな内容のものはない。リスク分担表について、他の施設で作成している部署もあるので参考にしながら検討していきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、まず、「強い林業・木材産業構築緊急対策は、木野集会所だから対象になるのか。対象範囲や決まりについて説明を求める」との質疑に対し、「森林整備加速化の事業であって、

公共の木造建築かつ広島県産材を使う場合に補助金が交付される。木野地区に限るものではない」との答弁がございました。

次に、「木野集会所は木造建築でよいか確認したい」との質疑に対し、「市にとって有利な県産材使用による補助金適用のめどが立ってきたことから、現段階では木造で検討している」との答弁がございました。

次に、「固定資産税について、1.2億円の歳入は相当な金額だと思うがどのような見通しを立てていたのか。また、増額ということで産業振興条例に該当するものがあつたのか伺う」との質疑に対し、「増額の補正は償却資産によるものである。償却資産については、時期的に申告内容を当初予算に反映する十分な時間がない。そのため、前年11月に大企業を中心に実施した設備投資等の調査結果と過去の予算実績を踏まえ、当初予算を計上している。当初予定した額よりも多くの申告があつたことから増額補正をしたものである。また、産業振興奨励金の交付額については、今年度は3事業所合計417万169円である。平成25年度当初では、2事業所809万7,000円を計上している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案9件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 総務文教委員会で審議をされた議案第25号大竹会館条例の一部改正について、これは、提案されたときに有償か無償かということも含めて、会館条例の内容については平成12年、使用については例外を設けないで有償化するということが提案をされて、従来その条例に基づいて会館の使用なり運営がされてきたというのが基本だと思うんですが、今回、この条例提案の中の説明も先ほどの委員長の報告にも問題となる有償か無償かということ、それから基本的には、例外を設けないで使用料を徴収するという平成12年の改正時の当時の市長の説明とは若干、矛盾するんじゃないかと思うんですが、その辺のことについての説明なり質疑は委員会ではなかったんですか。

○議長（西川健三） 9番、細川議員。

○総務文教委員長（細川雅子） ただいまの質問についてお答えいたします。

本市の常任委員会は、原則公開で行われておりますので、もちろん傍聴されておられると思いますが、あえて質問されましたのでお答えいたします。

山本議員が、本会議場で質問された件につきましては、常任委員会において当該議案の審査の冒頭におきまして、執行部より補足説明がございました。

また、審査においても、例外についてのコメントを求める質疑がございまして、執行部よりそれに対する説明はございました。委員長報告におきましては、議案に直接的に関係ないということを判断いたしまして、このたびの報告では割愛させていただきましたという状況でございます。どうぞ御理解いただければと思います。以上です。

○議長（西川健三） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 委員長報告は委員長の判断でしょうが、質問しているのは、その報告に対して聞いてるので、補足説明があったのならその補足説明の部分を聞かせてください。

○議長（西川健三） 9番、細川議員。

○総務文教委員長（細川雅子） それでは、委員長報告として準備しておりませんので、記憶の部分で報告させていただきます。

執行部より補足説明として、大竹市公有財産管理規則及び大竹市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づいての補足説明でございました。以上です。

○議長（西川健三） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） これ、全然関係がないんじゃないの。そういうことを言うんだったら、何もこの使用条例を大竹会館と銘打ってつくることはない。個々に市が所有する財産なり施設なり、使用条例を決めるのはそれぞれの施設の機能なり、各行政分野で必要とする施設設置に伴って利用される市民の皆さんに負担を求めるかどうかということ、個々に決めている。だから、わざわざ大竹会館条例の改正とか、大竹会館の条例の制定とかという個別の議案として出ているのでね。そんなことを引き合いに出して、問題の基本になるところを曖昧にするというのは、説明する側も説明する側の姿勢として問題があるが、委員会に正確な検討を求める、審議を求めるということになっちゃあおらんじゃない、そんなことじゃ。

○議長（西川健三） 委員長の報告どおりということでもいいですか。

山本議員さん、委員長の報告どおりということで、よろしく願いをいたします。
他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私は、議案第21号大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について、反対の意見を述べて皆様方の賛同をお願いしようとするものでございます。

本議案は、大願寺地区土地造成事業への起債償還のために、従来の大竹工業団地からの上がる固定資産税4分の1を基金として積み立て、大願寺の起債返済に充てるものに加え、新しくできました小方ヶ丘団地の固定資産税についても同様に基金に積み立て、大願寺地区の借金返済に充てようとするものであります。また、今後、開発予定とされております小方小・中学校の跡地も、小方ヶ丘と同様に基金条例に組み入れられ、市民の負担は拡大するものではないかと危惧をしております。小方小・中学校の跡地売却予定価格は28億円が見込まれており、28億円で売却できなかった場合、この手当てもこの基金条例に影響するのではないかと考えております。

大願寺宅地の売却では、鑑定評価額を下回る価格での売却が市民の負担を大きく求めることとなったもので、行政こそが反省し、行財政改革などの策を講じるなどで直ちに市民

にしわ寄せすることなどをもってのほかと考えるものであります。今回の新たな基金条例への繰り出しは、大願寺地区の宅地売却予定価格13億円が、鑑定評価額の7億1,300万円から売却価格3億5,000万円へと大幅に減少し、鑑定評価額を3億6,300万円をも下回って売却がなされたことによる財源の補填として行われるものであります。大願寺地区の宅地売却では、鑑定評価を受けていたにもかかわらず、その鑑定評価額を明らかにしないまま議会に諮り、多数によって議決されたものであり、市民から違法との監査請求を受け、監査委員会は議事録を不正に改ざんするなどし請求を棄却したもので、現在、市民が法廷に持ち込み行政訴訟が提起されています。

皆様方も御存じのように、大竹市は平成18年に廃プラスチック違法公金支出事件で住民訴訟を提起され、住民側の一部勝訴判決を受けて、当時の入山市長が控訴を断念したために、前中川洋市長が賠償金を支払うという大竹市政始まって以来の大きな汚点を残しました。平成20年6月5日の本会議で、入山市長は、「二度と同じ過ちは繰り返さないよう市民との信頼関係を取り戻し、私自身は指導監督の義務を自覚し、職員挙げて仕組みづくりをさせていただく」と決意を述べられました。しかしながら、今回の事案においては、職員の注意喚起も考慮されず、訴訟の場合は「受けて立つ」と決算委員会で述べられたのであります。行政訴訟の恐ろしさが一番よく知っているはずの大竹市が、再び市民から行政訴訟を突きつけられたのであります。

大竹市民は、大願寺造成地の宅地部分が開発されれば、税収が上がると期待させられながら、税収の4分の1を起債償還に充てる、市民サービス切り下げ、そして次から次へと拡大する市民の負担があります。税収が増加し、本来ならば市民生活の資金として、また市民サービスの予算として使われるべき税金が、借金返済に宛てがわれるということで、市民にとっては大変な重荷となるものであります。現在、市民の生活は深刻であります。労働者の給与は減り続け、年金の引き下げに加え、各種保険料の値上げが重くのしかかっている中で、相次ぐ物価の値上がり、ごみの有料化など市民の生活が切り詰められています。来年には消費税の増税も予定されています。いまこそ市民サービスを少しでも充実させ、市民の生活支援を優先させるべきではありませんか。自然公園事業など一般会計からの繰り出しが多額になっている現状において、一気に繰り出し分を増加させるのではなく、自然公園事業が終了する平成27年度からの対応など均等な負担を考慮すべきではありませんか。

私は、ごみの有料化のときも申し上げました。市民負担の前にまず、議会みずからが高額な議員報酬を削減するべきであるということを再三再四申し上げ、議会にも提案をしてまいりました。市民負担の前にまず、議会みずからが高額な報酬を削減するべきであります。

今回の、小方ヶ丘の基金条例により繰り出す金額は約400万円程度と伺っています。議員ボーナス2割加算を廃止するだけで530万円の財源ができます。市民に負担を押しつける前に、議員や行政こそがまず身を切り、市民の前に手本を示すべきであります。そのような姿があつてこそ、市民に理解され納得され、市民の協力が受けられるものと思います。

負担を市民に押しつける行政と議会では、市民から見放されます。どうぞ、皆さんの市

民を思いやる心で、市民の負担を少しでも軽くしようではありませんか。

以上、基金条例の一部改正に反対の立場を表明して、皆様方の賛同を得ようとするものであります。終わります。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

7番、北林議員。

○7番（北林 隆） 私は、議案第21号大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

この基金条例については、平成20年3月議会において承認・制定されたものであります。基金の目的は、大願寺地区土地造成事業の円滑な推進を図るための財源に充てるため、基金の積立額は大竹工業団地に立地した工場に賦課される固定資産税額に相当する普通交付税の基準財政収入額に算入しない1,000分の265を乗じて得た額のうち市長が定める額とする旨定めております。また、基金の処分については、基金の設置目的達成のため、必要とする財源に充てる場合に限り基金を処分することができるようになっております。大竹工業団地とは、大竹港東栄地区港湾整備事業により整備された用地を指し、そこへ進出いただいた企業から得る固定資産税の26.5%を基金造成するものとなります。

このたびの条例の一部改正では、小方ヶ丘団地に起因する税収を追加するということがあります。小方ヶ丘団地は、いわゆる大竹工業団地が形成されるための大願寺地区宅地造成事業で、大竹港港湾整備事業に土取り場として密接に関連する事業であったと考えます。結果、大竹工業団地と小方ヶ丘団地は、一蓮託生の器の中にあると考えます。とすれば、大願寺地区土地造成事業の円滑な推進を図るための財源に充てるために、小方ヶ丘に起因する固定資産税の26.5%を基金造成することは何らやぶさかでない提案と考えます。

また、小方ヶ丘の税収を起債償還に充てることにより、市民サービスが低下すると懸念されますが、小方ヶ丘から得られる固定資産税収入は新たな税収であり、現行負担している一般会計からとしての繰出額がふえるものではありません。新たな税収の部分に係るものであり、現行の市民サービスが低下することには至らないと考えます。借りたものは返さなければなりません。ならば、どうすれば市民サービスを維持しながら起債償還の税源が捻出できるか。現下の我が国の経済状況、バブルも崩壊し、土地神話も崩れ、土地売却代金だけでは不可能である現状は誰もが認識しなければなりません。土地造成特別会計の起債償還に向けた計画的な財源確保は、財政規律を維持し、将来の安定した市政運営、市民サービスを確保することにつながるものとして本議案に賛成いたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

12番、寺岡議員。

○12番（寺岡公章） 私は、委員長から報告のありました9件につきまして賛成の立場で討論させていただきますが、中でも議案第21号についてですけれども、この件は、委員会の場でも申し上げましたけれども、借りているお金をどう返していくか、スキームにのっとってどう粛々と返していくかというところが根本的なところになるかなというふうに思います。現実問題として、どうするのかという課題に対する答えであるかなというふうに思いますので、状況に応じながら、社会の変化に対応しながら少しずつ変わっていく場面は、

これからもあるかもしれませんが、しっかり計画にのっとったものの一つだというふうに思います。

なお、先ほど反対意見の中で、監査委員さんの監査の中身について言及しておられましたけれども、「議事録を意図的に改ざん」と断言しておられたようですけれども、そういったことは私はなかったのではないかというふうに受けとめております。先ほどの御意見が議会全体の認識ではないということをつけ加えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 先ほどの議案第25号について、私なりの思いを述べたいんですが、今回、この条例の一部改正というのは、応接室という部屋割りをなくするわけよね。現行では1時間310円の使用料を徴収することになっておりますね。だから、応接室を部屋割りの中からなくするということは、結局何に使ってもいいという扱いになるわけで、使用料は当然、規定からなくなるわけですから。それで、検察庁に使ってもらおうということになると思うんです。

それで、有償か無償かということは委員会でははっきりした執行部側の意思表示はなかったようですが、今、大竹会館には2つの団体、大竹地区社会福祉協議会それからもう一つは防犯連合会が使っているんですが、その部屋の割り振りはこの条例にないんです。結局、部屋割りをしていないから使用料の規定がないと、だから無償だと。これが執行部の理屈なんです。

ところが、大竹会館という施設だけじゃなしに社会教育施設は、本来無償で市民に利用してもらえと、それが途中で半額負担だとかあるいは全額負担だとかいうふうなことが経過としてあって、豊田市長時代に、原則、有償だと。今まで全額無償であったものについては、半額負担してもらおうというふうなことを条例で決めたんです。そのときも、るる当時の市長から説明があって、「例外は認めない」と、こういうことを再三再四、本会議の議場でも委員会の審議の際にも、言明されとるんです。それがいつの間にやら政治的な圧力団体が居座って、事実上、占用してきたと。続いてまた新たな団体が利用するというふうなことをしてきた。そのときの言い逃れが、今のように部屋割りをしないで、部屋割りをしなければ料金の規定の条例上、できんわけですから。部屋割りをしないから料金を取らんのだと、こういう理屈で今まで来とるんです。だからそこらを整理してもらわないと、特定の団体については無償にするとか有償にしないんだとかいうような例外を認めないんだと。これが当時の市長の説明ですから。

私は、そうじゃなくて社会的に育成すべき団体や組織、大いにこれから大竹市のコミュニティ発展のために活躍してもらわないと困ると。それらの団体や組織への援助をすべきだということについては無償にすべきだと、こういうことを強く主張しましたよ。でもそのことを否定されたんですから。提案者のほうがそういうことを否定しておいて、なし崩し的にその基本を崩すということをしているんですよ。だから私は、きちんと整理をして、例外を設けないなどというようなことは言わないで、行政の責任で市民に説明ができ

るように道理にかなうような措置をとるべきだと、こう言ってるんですよ。その道理を崩しているのは行政側ですから。

当時、豊田市長の後の市長は、むしろ議員のほうから行政訴訟を起こしてもらいたいと、政治的な圧力を受けて居座ってもらって、行政としては何ともせんないんだと。職員を派遣して条例に基づいて善処してほしいということを再三、お願いに行っても、逆に説教されて追い返されるんだと。そういう経過もあるんですよ。入山市長は、「公正で公平な行政に徹する」ところおっしゃってるんですから、特定の団体や組織に圧力をかけられて、条例規定までがゆがめられて、それでよしとは言えないでしょう。そこんところをきちっと整理をしてもらうという意見をつけておきたいと思います。また機会があったら、どうなさったのかどう処置されたのか、明解な説明を求めたいと思います。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

13番、原田議員。

○13番（原田 博） 私は、日程第14、議案第25号大竹会館条例の一部改正について、委員長報告どおり賛成の立場で討論いたします。

今、山本議員がいろいろのことを申されました。実は、過去のそういう経緯とか経過につきましては、自分自身その場にいませんので申しわけないんですけど、承知はいたしております。しかし、総務文教委員会での質疑の中では、「原則、貸し館部分については料金をいただきますという方針の中で、大竹地区社協及び防犯連合会の事務所は貸し館部分ではなくて行政財産に振り分けて、いわゆるその年度の更新によって免除している」という答弁がありました。実は、そのことを尊重した中で、自分自身、賛成に至った経緯もあります。

そういう中で、今議案の中身につきましては、国の出先機関を原則廃止とするアクションプランや独立行政法人の事務また事業の見直しの基本方針などの流れの中、それらにそぐわない、反するかもわかりませんが、広島地方検察庁より大竹区検察庁の事務所のこの地での存続また存在について、市民の利便性や大竹地域の実情に考慮したまちづくりと、また一翼策として捉えております。

また、先ほど申しましたように大竹会館条例では、原則、貸し館部分については使用料をいただくという方針の中で、市長は公益上特に必要と認める期間、目的外使用を許可することが適当と判断されたものとして、理解し賛成といたします。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件のうち、議案第21号、議案第25号を除く7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号大竹会館条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第34 [一括上程]

議案第13号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第14号 大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第15号 大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第16号 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第17号 大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第18号 大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第19号 大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第20号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第23号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第26号 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

議案第34号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（西川健三） 日程第21、議案第13号から日程第34、議案第35号に至る14件を一括議題といたします。本14件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成25年2月28日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                                                       | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第13号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                           | 原案可決  |
| 議案第14号 | 大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決  |
| 議案第15号 | 大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                                                               | 原案可決  |
| 議案第16号 | 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について                                                             | 原案可決  |
| 議案第17号 | 大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について                                       | 原案可決  |
| 議案第18号 | 大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について                                                       | 原案可決  |
| 議案第19号 | 大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について                                   | 原案可決  |
| 議案第20号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について                        | 原案可決  |
| 議案第23号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                                                       | 原案可決  |
| 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について                                                                         | 原案可決  |

|        |                                             |      |
|--------|---------------------------------------------|------|
| 議案第26号 | 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第32号 | 市道路線の廃止及び認定について                             | 原案可決 |
| 議案第34号 | 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                | 原案可決 |
| 議案第35号 | 平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)                 | 原案可決 |

平成24年3月4日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長(上野克己) それでは去る2月28日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案14件につきましては、3月4日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第13号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本3件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「参酌するに当たって、介護事業者の現状や意見を聞いたということがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「昨年10月に、現在、7事業者ある地域密着型サービス事業所に改正案を照会し、その際にあわせて他に困っていることやつけ加えてほしいことなどの意見照会も文書で行っている。改正内容については「異存はない」ということと、意見についても「ありません」という回答を受けている」との答弁がございました。他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第15号大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございますが、本件では、「市内の医療機関で新たなインフルエンザということが判断できるのか、また、新型と判明した場合の周知の方法を伺う」との質疑に対しまして、「感染症の状況にもよるが基本的には国や県の機関にお願いすることになる。また、周知の方法については行動計画を定めるようになっており、その中で周知徹底の方法などを示すようになっていく」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてでございますが、本件では、まず、「本市の場合、国の基準よりも特例で幅員等を狭くしているが、将来的にも特例を続けるつもりでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「用地を確保できないところや勾配がとれないところに道路をつくっていきたいという望みを、国が一律の基準を定めていたため、今まではかなえられなかった。しかし地方に裁量が委ねられたため、ある程度、基準を緩めることにより事業に取り組みやすくなる」との答弁がございました。

次に、「特例の幅員が条例化されると、現状でこの幅員以下のところは改造するということになるのか伺う」との質疑に対しまして、「条例第3条により市道を新築し、または改築する場合に適用される。現状あるものについては、改築を行うまでの間は、現行幅員のままとする」との答弁がございました。

次に、「小方ヶ丘の通学路に指定する階段は、勾配が30%で急ではないかと思うが、勾配を緩やかにすることはできないのか伺う」との質疑に対しまして、「階段は通常で蹴上の高さが15cmに対して踏み幅が30cmということで50%の勾配が基準である。今回の小方19号線の階段については、蹴上の高さが15cmに対して踏み幅が45cmということで30%の緩やかな勾配としている」との答弁がございました。

次に、「将来的に市道で対策を急ぐ橋梁は、大竹市橋梁長寿命化修繕計画の中で恵川橋が指摘されているが、この条例をうまく利用することで早期に安価に強固にできることを検討した部分があるのか伺う」との質疑に対しまして、「恵川橋については、現時点でかけかえが必要なのか補修でいけるのかということが定まっていない。かけかえとなれば基準に適合する整備を行う必要があるが、補修となれば現況の幅で補修をすることになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入り、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

その内容は、「国の基準に満たない構造物は、国の補助がもらえない事業もあると記憶しているが、条例化することにより国の基準を下回り補助が減額されることがないようにお願いし賛成する」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件につきましては原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では「高齢者、障害者の移動等の円滑化ということで、現状で悪い箇所が何カ所ぐらいあると認識しているのか伺う」との質疑に対しまして、「バリアフリー法第10条では「道路管理者は特定道路の新設、改築を行う時に条例で定める基準に適合させなければならない」とあり、特定道路が前提となっている。市内においては特定道路の指定はないが、市民からの要望をいろいろと受けており、その都度バリアフリー化に向けた構造に近づけるように努力をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「条文に樋門のことが定められているが、地域の方から、過去には山陽本線から山側の立戸、油見あたりが全部、浸水したことなどを聞いている。現在の状況は改善されているのか伺う」との質疑に対しまして、「いつの時代の話であるのか不明ではあるが、現時点では、公共下水道事業によるポンプ場の整備やいろいろな対策を講じているため、浸水被害については一部の低地を除いて聞いていない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「市内の全ての公園において、このような特定公園施設をつくるという趣旨の条例であるのか伺う」との質疑に対しまして、「今回の条例の趣旨は、今後、特定公園施設をつくる場合には、これらの基準で行っていくということである。なお、既存の施設についても、これらの基準に適合するように努めるという努力義務が現行法においても規定されているため、補修などする場合は、極力バリアフリー法に適合したものとなるように努めている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についてでございますが、本件では、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件では、「晴海臨海公園の中に野球場を計画しているが、一般の市民が入れない有料施設である場合は、公園の面積に算入されるのか伺う」との質疑に対しまして、「公園の設置について有料・無料というのは関係がなく、晴海臨海公園のテニスコート以外の施設については有料化・無料化ということについて、まだ検討されていない。たとえ有料化になったとしても、市民一人当たりの面積換算にはカウントをされる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案14件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本14件を一括採決いたします。

本14件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本14件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本14件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第36〔一括上程〕

平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、
地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見
書の採択についての陳情

平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の
充実に関する意見書の提出を求める陳情

○議長（西川健三） 日程第35、平成24年陳情第2号及び日程第36、平成24年陳情第3号の
2件を一括議題といたします。本2件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第111条
の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 平成24年
陳情第2号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | 継続審査 | 24. 6. 8 |
| 平成24年
陳情第3号 | 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情 | 継続審査 | 24. 9. 4 |

平成25年3月4日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは昨年、6月及び9月定例会におきまして、生活環境委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情2件につきまして、3月4日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要について御報告を申し上げます。

平成24年陳情第2号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情及び平成24年陳情第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情でございますが、本2件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

審査の中で委員から、「この陳情が提出された時点と現時点では、政権も違えば国づくりの方向性も違う。この陳情については本市議会として議論はできない状態にあると判断し不採択とすべきと考える」との意見がございました。

次に、「政権が変わり、開発を進めるという従来型の事業を展開することが基本的なスタンスである。老朽化や耐震性に欠ける施設の総点検を行い、開発より手当の方向に軸足を移せということが求められている時期だけに、人を減らすことだけがよいことではない。本当の意味で国の責任を果たし、国民の生命財産を守るという役割をしっかりと果たしてもらいべきである」との意見がございました。

次に、「政権もかわり、国土強靱化計画というような大きな事業もある。その時に出先機関がなくなり、本当に強靱化ができるのかということもある。まだはっきりと見えてこないもので、わかるまで継続して審査するべきと考える」との意見がございました。

起立採決の結果、本2件につきましては継続審査にすべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情2件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件に関する委員長の報告は、いずれも閉会中の継続審査の申し出であります。

お諮りいたします。

本2件のうち平成24年陳情第2号を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続いて、平成24年陳情第3号を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第37 平成25年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（西川健三） 日程第37、平成25年陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長、寺岡公章議員。

#### まちづくり対策特別委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第111条の規定により報告します。

#### 記

| 番 号            | 件 名                | 審査の結果   | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|---------|-----------|
| 平成25年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 継 続 審 査 | 24. 2. 28 |

平成25年3月5日

大竹市議会議員 西川 健三 様

まちづくり対策特別委員長 寺岡 公章

〔まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（寺岡公章） まちづくり対策特別委員会に御付託をいただいております陳情1件につきまして、去る3月5日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査経過の概要について御報告申し上げます。

本陳情は、平成25年陳情第1号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情で、小方一丁目南自治会会長 戸川寛利氏、ほか131名、小方一・二丁目北自治会会長 越水敏弘氏、ほか176名、小方二丁目自治会会長 木本光彦氏、ほか197名から提出されたものでございます。

その趣旨は、皆が集い楽しく談笑し、古きよき伝統ある文化を守り継承していくために、小方小学校跡地にコミュニティ活動拠点としての公園の設置を要望するというものです。

審査において、初めに本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「前回の要望とほぼ内容が同じであり、昨年12月のまちづくり対策特別委員会で説明した対応方針に特に変更はない。小学校跡地は売却方針としており、将来的な活用方法や小方地区のまちのあり方については、議員の皆様から幅広く意見をいただきながら、全体的な方向性を検討する中であわせて考えてまいりたい」との意見がありました。

続いて、執行部に対する質疑では、「陳情項目に、「災害対策本部が設置された際の第2次避難場所の新規指定」とあるが、小方地区で現在指定されている施設を伺う」との質疑に対し、「第2次避難場所として小方小学校、小方中学校、小方公民館がある。小方小・中学校については、小方ヶ丘への移転後、新たに第2次避難場所として指定する。現在の小・中学校は指定解除する形になる」との答弁がありました。

また、「小・中学校が小方ヶ丘に上がると、避難場所への距離が出てくると思う。キャパシティの面など小方一・二丁目における避難場所の必要性をどのように考えているか」との質疑に対しては、「市役所が1次避難場所として指定されている。新しい小方小・中学校はかなりの人員を収容できると思われることから、現時点では収容人員は足りるものと考えている」との答弁がありました。

続いて、委員の意見を求めたところ、不採択の立場で2名、継続審査の立場で5名の委員から意見がありました。

まず、不採択の立場では、「地域コミュニティの場として公園が必要とは考えるが、「小方小学校跡地」というところを懸念している。小・中学校跡地については、売却によりその収入をもって大願寺地区の学校用地を取得し交換するという土地造成特別会計の支払いスキームがある。平成12年に採択した陳情において、小方新駅の設置が要望されている。新駅は小方のまちづくりに不可欠であると考えているが、現状では具体的なものが示されておらず、今、公園を優先すると全体の計画に支障を来すおそれがある。地元の人に期待を持たせて、長時間実現できないということは望ましいことではないと思う。現時点では不採択とし、まちづくりの全体像が見えた時に再陳情していただくのが一番よいのではないかと考える」との意見がありました。

また、「小方地区の方には、小方ヶ丘の住民とともにコミュニティ・文化をぜひ築いていただきたいという思いがある。今回の陳情は前回と何ら変わるものではない」との意見がありました。

続いて、継続審査の立場からは、まず、「多くの署名を添えて再陳情されており、強い思いを感じる。これからまちをつくり上げていくという中で、小学校跡地に限らずその周辺での公園設置も考慮していくべきと思うので、このたびは継続が望ましい」との意見がありました。

次に、「平成12年当時、市が岩国大竹道路対策地元協議会へ地域の文化を伝承し残していくことを考えたい旨を回答し、同年12月議会では議会が陳情書を採択している。このことは現在も生きていると考える。本陳情書中、「地区自治会の各種イベントができる広場であること」の項目は、文化継承をうたっていると解釈している。地域住民が生活してきたそのものが文化であり、盆踊り・餅つきなど地域で培われたものを大人から子へ継承していくことは、次の大竹を背負っていく人を養成することだと考えている。また、総合計画には盛んに「協働」という言葉がうたわれている。このような意味合いから公園の設置に賛成だが、まだ小方地区、小・中学校跡地の開発に関し行政から何も示されておらず、先に公園だけをつくるのもいかなものかとも思う。行政の出方を聞きながら、継続して審査していきたい」との意見がありました。

また、「平成25年度に小方学園が開校し、小方地区はまちのあり方が大きく変わってくる時期である。その姿が目に見えた形になっていないので、不安に思っているのではないか。今後、小方学園をどのように地域の文化の中心、コミュニティの場として生かしていくのか、具体的に歩み始めて地域の皆さんの思いが変化していくことに期待する。地域の方も議会もじっくりと考えていくということで継続がよい」との意見がありました。

次に、「陳情者も小方新駅を要望されているが、学校跡地の計画はまだ何も立てられていない。そうした中で今不採択ということもどうかと思われるので、継続という形にしたい」との意見がありました。

次に、「前回の陳情が不採択の結論に至った理由に、3,000平方メートルという膨大な面積が指定されていたことがあった」との意見がありました。

起立採決の結果、本件は継続審査すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件に関する委員長の報告は、閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第38号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第38、議案第38号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

[市民生活部長兼福祉事務所長 塩田小百合 登壇]

○市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） 議案第38号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、去る2月22日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、このたびの改正の背景についてでございますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行となり、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方がおられる世帯の負担が増加する場合がありますため、特例により設けられている5年間の軽減措置を、恒久化・延長するものでございます。

改正の主な内容は2点ございまして、1点目は、国民健康保険料の軽減判定所得の算定特例の恒久化でございます。これは、現行では制度移行後5年間の軽減対象基準額の算定におきまして、後期高齢者医療へ移行した被保険者も含めて算定する特例措置でございまして、これを恒久化するよう改正しようとするものでございます。

2点目は、世帯別平等割の軽減措置の延長でございます。これは、同一世帯で国民健康保険と後期高齢者医療の別々の保険制度に加入となった場合においても、国民健康保険料の世帯別平等割が従前のまま賦課となり負担感が大きいことから、移行から5年間に限り2分の1に軽減しているものでございますが、これを現行の5年間2分の1に加え、6年目から8年目までについても4分の3に軽減するよう改正を行おうとするものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成25年4月1日、改正後の規定は平成25年度分以後の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、従前の例によることとさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第38号の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 言ってもしょうがないことを言わせていただきます。

今、高齢者がふえて負担が大変になってますね。高齢者の立場になれば、これはいいことです。負担感が増さないですから。ただこういうことを続けていくと、国家はますます難しい方向に行くわけですけども。

我々は大竹市議会です。国が法律を決めて政令を決めてやるんですけども、今回この条例改正を大竹市がしなかったらどうなりますか。そこだけ教えてください。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 制度が始まりまして5年間の軽減措置が、またもとに戻りますから、低所得者の方の負担がちょっと重くなると思われれます。

以上です。

○議長（西川健三） 10番。

○10番（日域 究） 今の課長の御答弁によると、大竹市に選択肢があるということですね。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 上位法の法律に基づきまして、今回は大竹市のほうの条例を改正するものでありまして、大竹市のほうの選択はございません。以上です。

○10番（日域 究） 大竹市にとってまあ大きな問題じゃないと思いますけども、本当は大竹市じゃなくて日本国がどうするんだと、アベノミクスだけで行けるのかというところがあるわけです。物すごく大竹市議会も残念ながら、小さなまちですから。重箱の隅を一生懸命議論してますけども、要するにいつも思いますけども、国が決めて、じゃあそれでみんな条例が自動的に変わるんならええじゃんという気がするんですけども、変えざるを得ないんですよ。選択肢はないんですよ。「この議案を条例改正をしなかったらどうなりますか」って、私、聞いたんですけども、それに対する御答弁としてあれでいいわけじゃあないんでしょう。100点ではないですよ。よくわからんというところが実態でしょう。やっぱり法治国家ですから、国の言うことには従うというのはわかりますけども、私が言ってることはすごく青臭いことを言ってますけども、地方自治と言いながら、やっぱり国が決めたらもう全部ぱっと色が変わってしまうというのも、何かすごい寂しい気がするんですけども。でも、住基ネットに最後まで抵抗したまちもありましたけども、「うちはこれをしない」と言ったらどうなるのかなと思っただけなんですけども、ぜひ、本当にそうやったらどうなるのかちょっと考えといていただきたいなと思います。課長をいじめる気はありませんので。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第39号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）

○議長（西川健三） 日程第39、議案第39号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第39号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げ、御承認を得たいと思います。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ100万円を増額し、予算総額を149億9,983万8,000円にするものでございます。

内容としましては、現在の小方ヶ丘、大願寺地区宅地売却裁判に係る弁護士謝礼を100万円計上し、同額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第39号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月25日までの14日間を休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって3月12日から3月25日までの14日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、直ちに第一委員会室におきまして、予算特別委員会を開催いたします。また、その終了後、総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員会を、それぞれ第一委員会室において開催する旨、各委員長から通知を受けております。関係者はお含み

+

の上、御参集をください。

3月26日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時20分 散会

+

+

+

(25. 3. 11)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月11日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨

+